

平成16年度第2回 北陸地方整備局事業評価監視委員会 議事概要



1. 日 時 平成17年3月9日(水)
13時00分～16時30分

2. 場 所 メルパルク新潟 2F「雪椿」

3. 出席者(敬称略)

委 員：西澤輝泰委員長、赤塚雄三委員長代理、大島照美子委員、
北浦勝委員、高山純一委員、目黒剛委員、山田圭藏委員
北陸地整：次長、企画部長、河川部長、港湾空港部長、営繕部長、
用地部長 他

4. 審 議

- (1)河川事業、海岸事業、砂防事業の再評価の審議
- (2)港湾事業、官庁営繕事業の事後評価の審議

5. 報 告

北陸地方ダム等管理フォローアップ委員会審議結果の報告

6. 審議結果

(1)河川事業の再評価の審議

以下の2事業について審議した結果、北陸地方整備局の再評価及び対応方針(原案)は妥当である。

常願寺川直轄河川改修事業
対応方針(原案)
・事業の継続

黒部川直轄河川改修事業
対応方針(原案)
・事業の継続

(2)海岸事業の再評価の審議

以下の事業について審議した結果、北陸地方整備局の再評価及び対応方針(原案)は妥当である。

下新川海岸直轄海岸保全施設整備事業
対応方針(原案)
・事業の継続

(3)砂防事業の再評価の審議

以下の2事業について審議した結果、北陸地方整備局の再評価及び対応方針(原案)は妥当である。

餌掛谷上流砂防えん堤群
対応方針(原案)
・事業の継続

檜倉沢砂防えん堤群
対応方針(原案)
・事業の継続

(4) 港湾事業の事後評価の審議

以下の事業について審議した結果、北陸地方整備局の事後評価及び対応方針（案）は妥当である。

金沢港（大野地区）多目的国際ターミナル整備

対応方針（案）

- ・ 今後の事後評価の実施は、必要なし
- ・ 改善措置の実施は、必要なし
- ・ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しは、必要なし



(5) 官庁営繕事業の事後評価の審議

以下の事業について審議した結果、北陸地方整備局の事後評価及び対応方針（案）は妥当である。

魚津合同庁舎

対応方針（案）

- ・ 今後の事後評価の実施は、必要なし
- ・ 改善措置の実施は、必要なし
- ・ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しは、必要なし

7. 報告結果

(1) 北陸地方ダム等管理フォローアップ委員会審議結果の報告

同委員会の審議で以下の通り了承された旨、報告があった。

大町ダム湖活用環境整備事業

対応方針（案）

今後の事後評価実施の必要性

事業の効果が発現されていると考えられ、今後のこの制度による事後評価の必要性はない。

改善措置の必要性は特になし

同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

今後、ダム湖活用環境整備事業に関する簡便な費用対効果分析の手法について検討する必要がある。

また、ダム湖活用環境整備事業を行うにあたって、ダム周辺施設の利用者数、利用形態、利用者の属性及び望まれている施設などを把握しておく必要がある。

手取川ダム湖活用環境整備事業

対応方針（案）

今後の事後評価実施の必要性

事業の効果が発現されていると考えられ、今後のこの制度による事後評価の必要性はない。

改善措置の必要性

尾口地区において整備を行った「遊歩道」は、現在危険防止のため通行禁止としており、利用者の安全確保のための対策を講じ利用可能な状況にすることが早急の課題である。

また、遊歩道の入口の位置が比較的わかりにくい場所となっているため、全体ルートがわかるような案内看板の設置が必要である。

同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

今後、ダム湖活用環境整備事業に関する簡便な費用対効果分析の手法について検討する必要がある。

また、ダム湖活用環境整備事業を行うにあたって、ダム周辺施設の利用者数、利用形態、利用者の属性及び望まれている施設などを把握しておく必要がある。